



防災街づくり通信

第5号
(平成28年
2月)

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

このお知らせは、対象区域（経堂二丁目、三丁目、宮坂三丁目）に居住の方、及び、土地等の権利者の方にお配りしています。

東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による

「新たな防火規制」区域に指定されました

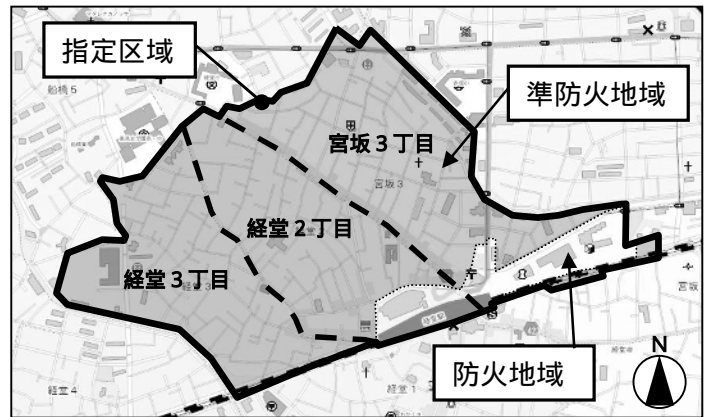
平成28年2月1日に、経堂二丁目、三丁目、宮坂三丁目が、「新たな防火規制」の区域に指定されました。施行日は平成28年3月1日です。

指定区域および規制内容

指定区域は、経堂二丁目全域、経堂三丁目全域、および宮坂三丁目全域です。

「新たな防火規制」による建築物に対する制限は、下表のようになります。

「新たな防火規制」区域の指定前後の規制の概要



	指定前	指定後
防火地域内	4階以上 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 100㎡	指定後も規制は変わりません
準防火地域内	4階以上 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 防火木造建築物 床面積 500㎡ 1,500㎡	4階以上 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 ※ 床面積 50㎡ 500㎡ ※50㎡以内の防火木造建築物の附属舎等は建築可

・防火木造建築物・・・木造建築物で外壁・軒裏を防火構造としたもの。

・準耐火建築物・・・壁、柱、床、はり、屋根等を火災の際一定時間燃えない構造とし、開口部で延焼のおそれのある部分を網入りガラス等にしたもの。

いつから規制されるか？

施行日（平成28年3月1日）以降に建築物の建築、増改築をする場合は、下図のように準耐火建築物以上の耐火性能が必要となります。

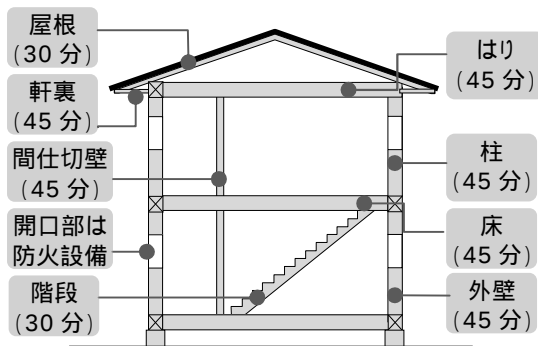
■ 告示日 平成28年2月1日 ■ 施行日 平成28年3月1日
施行日以降に着手する建築行為から適用されます。

対象になる建築行為について

新たな防火規制の対象となるのは、原則として、建築物の建築（新築、建替え、一定規模以上の増・改築等）及び用途変更です。施行日以降にこれらの行為に着手する建築物について、新たな防火規制が適用されます。また、上記の行為に該当しないリフォームや修繕、模様替え等については適用の対象とはなりませんが、新たな防火規制に沿った内容の工事とすることで、皆様の建築物の安全性や街の防災性の向上につながりますので、ご協力をお願いいたします。

参考 「準耐火建築物」とは？

準耐火建築物の例



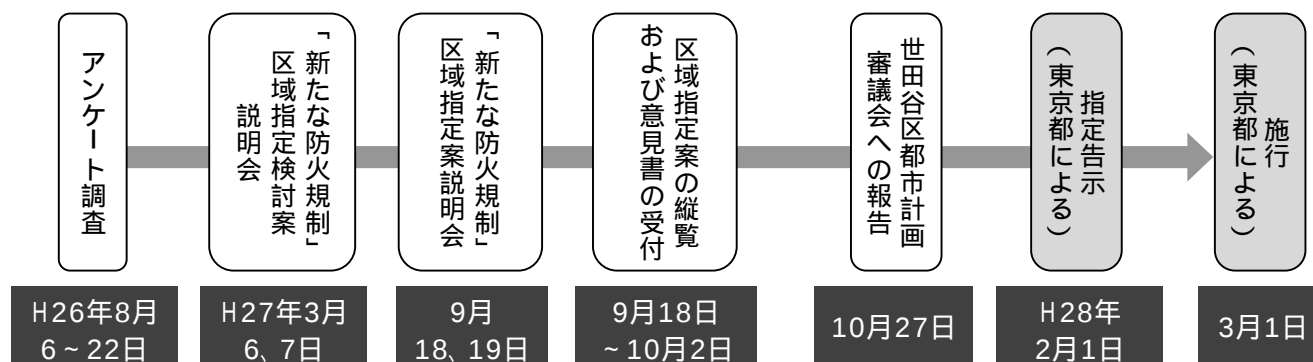
「準耐火建築物」は、左図のように、火災時に壁、屋根、軒裏、柱、はり、床、階段等の主要構造部が、45分（屋根・階段は30分）以上、崩壊しない、かつ、火が内外から燃え抜けない性能を持つ部材でつくった建物です。

この規定は、建築基準法によるもので、住人が建物内から逃げる時間を確保するとともに、消防活動の時間を確保し、隣家へ火を移さない、隣家から火をもらわないようにして火災の延焼を抑制することをねらいとしています。

準耐火建築物の性能を満たせば、木造でも建築が可能です。現在の建築基準法では、皆さまの地区の木造三階建ては準耐火建築物となっています。（木造が建てられなくなるということではありません。）

区域指定までの経緯

「防災街づくり通信」による情報提供や区域内の土地・建物所有者やお住まいの皆さまへのアンケートや説明会（延べ4回）を実施し、皆さまのご意向を踏まえ、区域指定の検討を進めてきました。



■お問い合わせ先

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 担当：岩本^{いわもと}、伊藤^{いとう}、北崎^{きたさき}

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-22-33（第3庁舎2階24番窓口）

電話：03-5432-2872（直通）FAX：03-5432-3055

ホームページ <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00036661.html>

経堂 防災街づくり通信

検索